

# マザーズ（東証新興企業市場）制度要綱

## Market of the high-growth and emerging stocks

平成11年11月  
東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い成長の可能性を有する新興企業の資金調達を円滑にし、新たな産業の育成に資するとともに、投資者に多様な投資物件を提供することを目的として、東証市場において、当該新興企業の有価証券に係る市場（マザーズ：Mothers）を開設する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市場第二部特別銘柄制度」は廃止する。</li> </ul>
2. 上場申請		
(1) 上場申請	<p>マザーズへの上場は、発行会社からの申請により行い、マザーズへの上場を申請する者（以下「マザーズへの新規上場申請者」という。）は、マザーズへの上場を申請する旨を有価証券上場申請書に記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京周辺以外に営業の主体を有し、国内の他の証券取引所に上場されていない企業からの上場申請を不受理とする基準は適用しない。</li> </ul>
(2) 申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>マザーズへの新規上場申請者は、有価証券上場申請書に以下の書類を添付して提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請者（その企業グループを含む。）が次のa又はbに該当する旨及びその理由について幹事会員が記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 今後の成長又は拡大が期待される分野に属する事業を主要な事業とする（その見込みがある場合を含む。）ことにより、高い成長の可能性を有していると認められる者であること</li> <li>b 新たな技術又は着想に基づく事業を主要な事業とする（その見込みがある場合を含む。）ことにより、高い成長の可能性を有していると認められる者であること</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他定款、法人登記簿の謄本等を添付する。</li> <li>幹事会員の推薦書の提出は要しない。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>3 . 上場審査</p> <p>(1) 上場審査基準</p> <p>a 株式の分布状況</p> <p>(a)公募株式数</p> <p>(b)新規株主数</p> <p>b 時価総額</p>	<p>上場日以後3年間において年2回以上、投資に関する説明会を開催することについて確約した書面</p> <p>「上場申請のための有価証券報告書( の部)」「(以下「 の部)」 * の部の記載内容は有価証券届出書と同一内容</p> <p>新規上場申請者に係る事業の内容、今後の事業計画、特別利害関係者との取引の内容、業界及び取引先の状況について説明されている資料等</p> <p>・ 上場申請日から上場日の前日までの期間に1,000株以上( )の公募(以下「上場に係る公募」という。)を行うこと</p> <p>・ 上場に係る公募又は当該公募及び売出しにより、特別利害関係者を除く1株以上( )の株式を所有する株主の数が300人以上増加する見込みのあること</p> <p>・ 上場日における時価総額が5億円以上となる見込みのあること</p>	<p>・ 「上場申請のための有価証券報告書( の部)」の提出は要しない。</p> <p>・ 製商品及びサービスに係るカタログ・パンフレット等既存の資料の提出をもって代えることができる。</p> <p>単位株制度の適用を受ける場合には、1,000単位に相当する株式数以上</p> <p>単位株制度の適用を受ける場合には、1単位に相当する株式数以上</p> <p>・ 「時価総額」は、上場に係る公募の価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p>

項 目	内 容	備 考
c 売上高  d 財務諸表等 (a)監査意見   (b)虚偽記載  e その他  (2) 上場審査  a 企業内容、リスク情報等の開示の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2.(2) a又はbの事業の売上高が上場申請日の前日までに計上されていること</li> <li>・ 「の部」に添付される監査報告書及び中間監査報告書について、公認会計士又は監査法人の「適正」又は「有用な情報を表示している」旨の総合意見が表明されていること</li> <li>・ 前(a)の監査報告書及び中間監査報告書に係る財務諸表に「虚偽記載」を行っていないこと</li> <li>・ 株券上場審査基準第4条第1項第7号から第9号まで(株式事務代行機関の設置、株券の様式、株式の譲渡制限)に適合していること</li> </ul> <p>新規上場申請者及びその企業グループに関する次の事項について審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること</li> </ul> <p>上場申請書類における企業内容の開示の法令の準拠の状況及び事業内容・リスク情報等投資判断上有用な情報の記載の状況            会計組織の整備、運用の状況            資本調整等による企業グループの実態の不適切な開示の有無            会社情報の管理及び適時開示            四半期業績の概況の開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が企業化されていることを要する。</li> <li>・ 「の部」には、会社設立後2期以上経過している場合には、最近事業年度及びその直前事業年度の財務諸表等についての監査報告書を添付する。</li> <li>・ 監査意見が「無限定」であることを要しない。</li> <li>・ 既存市場と同様</li> <li>・ 「企業経営の継続性及び収益性」は審査項目とせず、企業内容・リスク情報等の開示の適切性を中心に審査を行う。</li> <li>・ 新興企業の特性を踏まえた内容を「の部」において記載することを求める。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
b 企業経営の健全性  c 子会社である新規上場申請者の上場（子会社上場ルール）  d その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を公正かつ忠実に遂行していること 特定の者との間の新規上場申請者に不利な条件による取引の有無</li> <li>親会社又は新規上場申請者の不利益となる取引の強制・誘因の有無 親会社との間の通常取引条件と著しく異なる条件による取引の有無 新規上場申請者の議決権の過半数を所有する会社が公開会社又は一定の継続開示会社であること。ただし、事業上の関連が希薄であり、かつ、株式所有が投資育成目的であり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的としないことが明らかな場合は、この限りでない。</li> <li>・その他公益又は投資者保護の観点から必要と認める事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業内容・リスク情報等の開示の適切性、企業経営の健全性、子会社上場ルールについて、マザーズ対象企業の特性を勘案した審査内容とする。</li> <li>・「親会社の定義」については、既存市場では「親会社等」とし、財務諸表規則上の親会社に加えて関連会社も親会社等に当たるとしている。</li> <li>・上場審査に要する期間は、上場申請から上場承認・対外発表までを1か月程度とする。</li> </ul>
4．会社情報の開示等 (1) 四半期業績の概況の開示  (2) 投資に関する説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マザーズの上場会社は、第1四半期及び第3四半期における業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。</li> <li>・マザーズの上場会社は、上場日以後3年間において年2回以上、投資に関する説明会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業績の概況には「貸借対照表」及び「損益計算書」を添付する。</li> <li>・東証の施設を説明会場として提供する。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
5．上場市場の変更 (1) 上場市場の変更申請  (2) 上場市場の変更審査  (3) 市場第一部銘柄への指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場有価証券のマザーズからの上場市場の変更及びマザーズへの上場市場の変更は、上場有価証券の発行者からの申請により行い、上場市場の変更を申請する者は、上場市場の変更申請書その他添付書類を提出する。</li> <li>・株券の上場市場の変更審査は、株券上場審査基準による。</li> <li>・マザーズからの上場市場の変更が行われる株券のうち上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条各号に適合するものについては、上場市場の変更日から市場第一部銘柄に指定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」等を添付する。</li> </ul>
6．上場廃止 (1) 株式の分布状況  (2) 債務超過  (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主数が150人に満たない場合において、1か年以内に150人に達しないとき</li> <li>・最近3年間に終了する各事業年度の末日において、債務超過の状態にある場合。ただし、上場後2年間に終了する各事業年度は、当該期間に算入しない。</li> <li>・株券上場廃止基準第2条第1項第3号又は第5号から第13号まで（売買高、銀行取引の停止、破産・和議・更生又は整理、営業活動の停止、不適当な合併等、財務諸表等の虚偽記載等、上場契約違反、株式の譲渡制限、完全子会社化、その他（公益又は投資者保護等）のいずれかに該当した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存市場と同様</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
7．上場賦課金等 (1) マザーズへの新規 上場申請者に係る 上場手数料等 a 上場審査料 b 新規上場手数料  (2) マザーズの上場会 社の上場賦課金 a 追加上場手数料 b 年賦課金  (3) 上場市場の変更に 係る上場手数料等 a 上場審査料  b 上場手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 万円</li> <li>・ 100 万円に、上場に係る公募による資金調達額に万分の9を乗じて得た金額を加算した額。ただし、2,000 万円を上限とする。</li> <li>・ 資金調達額の万分の9</li> <li>・ 既存市場の上場会社と同額。ただし、上場後3年を経過する年までの年賦課金については、その半額</li> <li>・ マザーズからの上場市場の変更の場合は200万円、マザーズへの上場市場の変更の場合は100万円</li> <li>・ 新規上場手数料の徴収標準により算定される金額から変更上場申請者がすでに納入した上場手数料の金額の合計額を控除した額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存市場の半額</li> <li>・ 10億円調達した場合は100万円＋90万円(10億円×9÷10000)が新規上場手数料となる。</li> <li>・ 既存市場と同額</li> <li>・ 上場株式数に応じて徴収 例) 10000株未満120万円</li> </ul>
8．売買・決済制度	既存市場と同様	
9．施行日	・平成11年11月11日	